

申請書等の押印についてのご案内

奈良市として市民サービスの手続きで必要とされている押印については、原則不要になりました。申請書や記載例には押印のご案内がありますが、印刷の関係上記載されていますことをご了承ください。

就労証明書の事業者印についてのご案内

就労証明書については、会社の押印は不要です。ただし、真正な書類であることを確認するため、下記の①～④のいずれかを併せて提出してください。

- ① 就労証明書等の発行主体が電子署名を保有している企業である場合は、電子署名されたもの
- ② 企業から就労証明書等の送付されたことが分かるメール画面等を印刷したもの
- ③ 本人名義の健康保険被保険者証（健康保険証）の写し
※家族（被扶養者）は除きます。
- ④ 直近1ヵ月の給与明細書の写し

①～④のいずれも提出ができない場合は、保育所・幼稚園課までご相談ください。

◎下記の国の通知にありますとおり、就労証明書を無断作成や改変を行ったときには、犯罪が成立し得ますのでご注意ください。また、証明内容について職場へ照会させていただきます。

【国の通知より】

『就労先事業者の押印を不要としても、就労時間などを改ざん等すれば、有印私文書偽造罪や有印私文書変造罪が成立し得ます。また、電子データでの証明で、就労時間などを改ざんすれば、私電磁的記録不正作出罪が成立し得ます。』との見解ですので、ご注意ください。

参考：有印私文書偽造罪及び同変造罪の法定刑 3月以上5年以下の懲役
私電磁的記録不正作出罪の法定刑 5年以下の懲役又は50万円以下の罰金

お問い合わせ

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 子ども未来部

保育所・幼稚園課

TEL： 0742-34-5086

FAX： 0742-36-7671